

	第1項に規定する景観形成重点地域をいう。以下同じ。)の住居、事業所、営業所等への案内のためのもの
規格	縦1.5メートル以下かつ横1メートル以下で、長方形のもの
色彩	焦げ茶地に白文字のもの
地上からの高さ	3メートル以下
場所及び個数	1地点又は1施設について2個以内
その他	地理的な事情その他のやむを得ない理由がある場合を除き、八ヶ岳山麓景観形成重点地域の他の住居、事業所、営業所等への案内のための屋外広告物を掲出する物件に共同して表示すること。

3 許可の有効期間

3年

4 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間

3年

5 適用除外となる広告物等

(1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの

(2) 祭典その他年中行事等のためにするもの

(3) 一時的又は仮設的なもので、表示期間及び責任者の住所氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間30日を超えないもの

(4) 営利を目的としないもので、次に掲げるもの

ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの

イ 会合その他催物に関するもの

ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類

エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

(5) 自己用広告物で、次のアからウまでに該当するもの(屋上広告物を除く。)

ア 表示面積の合計が3平方メートル以下かつ高さ5メートル以下のもの

イ 動光、点滅照明その他これらに類するもの又はネオンその他これに類するものを使用しないもの

ウ 反射光のある素材を使用しないもの

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

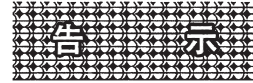
(1) 別表第2の一般国道19号の項の改正規定(「木曾郡木曾福島町道神戸和合線」を「木曾郡木曾町道神戸和合線」に改める部分及び「木曾郡日義村」を「木曾郡木祖村」に改める部分に限る。)及び同表のふるさと林道台ヶ峰線の項の改正規定

平成17年11月1日

(2) 別表第2の一般国道19号の項の改正規定(「北安曇郡八坂村」を「大町市」に改める部分に限る。)、同表の県道長野大町線の項及び県道白馬美麻線の項の改正規定並びに別表第6の改正規定(白馬村屋外広告物特別規制地域に係る部分に限る。)

平成18年1月1日

建築管理課土地・景観室



長野県告示第370号

平成17年9月21日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成17年9月1日

長野県知事 田中康夫

財政改革チーム

長野県告示第371号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)別表第2の5の(2)の規定により、平成17年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成17年9月1日

長野県知事 田中康夫

環境保全型農業実践グループ活動支援事業補助金交付要綱(平成17年長野県告示第278号)の規定に基づく補助金

森林整備保全重点地域活動事業補助金交付要綱(平成17年8月12日付け17林政第123号林務部長通知)の規定に基づく補助金

行政システム改革チーム

長野県告示第372号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成17年9月1日

長野県知事 田中康夫

諏訪郡富士見町大字富士見字下原山248-34、248-796及び248-797並びに字穂屋之里12005-5

ビジネス誘発課

長野県告示第373号

農業委員会補助金等交付要綱(昭和42年長野県告示第362号)の一部を次のように改正します。

平成17年9月1日

長野県知事 田中康夫

第2の表の2 農業委員会費補助金の項中

1 農業委員会等活動強化対策事業に要する経費	2分の1以内
2 農地調整事務処理事業に要する経費	10分の10以内
3 農地情報利用効率化対策事業に要する経費	定額
4 標準小作料改訂事業に要する経費	10分の10以内

を

1 農地調整事務処理事業に要する経費	10分の10以内
2 標準小作料改訂事業に要する経費	10分の10以内

に改め、同表の3 農業会議費補助金の項中

3 農業会議の組織及び事務に要する経費のうち会議員手当(総会に要する経費)	10分の10以内
4 都道府県農業会議事業に要する経費(運営事務費)	10分の10以内
5 農地情報利用効率化対策事業に要する経費	2分の1以内
6 農業委員会等活動強化対策事業に要する経費	2分の1以内

を

3 農業会議の組織及び事務に要する経費のうち会議員手当(総会に要する経費)	10分の10以内
---------------------------------------	----------

に改める。

第9中「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加える。

附 則

(施行期日等)

- この告示は、公布の日から施行する。ただし、第9の改正規定は、平成17年10月1日から施行する。
- この告示による改正後の農業委員会補助金等交付要綱第2の規定は、平成17年度の補助金から適用する。

農 政 課

長野県告示第374号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成17年9月1日

長野県知事 田 中 康 夫

1 保安林予定森林の所在場所

長野市大字長野字大峯山1612の1(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課並びに長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第375号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成17年9月1日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

飯山市大字一山字大神楽704の58、704の59、704の95から704の100まで、704の102から704の104まで、704の105(次の図に示す部分に限る。)、704の106から704の109まで、704の112、704の113、704の115、704の118、704の119、字田茂木平725の1、725の3、725の31、725の46(次の図に示す部分に限る。)、字川倉1147の2から1147の5まで、1149の1、1149の5、小県郡長門町大字大門字小茂谷3430の5、3447の12

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

中野市大字更科字山神前861、875の1から875の3まで、字日影1163から1165まで、1167、1168、下伊那郡阿南町字新野3730の75、3730の143、字和合721のイ、732の1、736、737の1、737の2、下條村陽阜3862の20から3862の22まで、3862の26から3862の28まで、3862の30、3862の219、3862の220、3862の259、3862の260、売木村2649の115、天龍村神原5164の1(次の図に示す部分に限る。)、喬木村1873の1、15060の13、15060の38、上水内郡小川村大字高府字外母袋17217の1、字甲原16915の1、16915の2、字長峯16938の1、16938の6、16938の10、字石佛17375の4、字稲尾17530の1、17530の2、17563の1、17563の3、大字稲丘字下原7546、字長野尾6900、6906の1、6906の2、6910、6912から6914まで、6920から6922まで、6924、6927から6929まで、字浦山6932の11、大字瀬戸川字中沢10882の9、10895の1、10897、10899の1、10899の2、10900、10901の1、10901の2、10903、10908、10912、10913の1から10913の3まで、10915の1、10915の2、10918の1、10918の3、10919の1から10919の3まで、10920の1から10920の3まで、10925の1、10925の2、10927の1、10927の2、10936の1、10936の4、10936の5、10936の8

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山神前861、875の1から875の3まで、字日影1163から1165まで、1167、1168、喬木村1873の1、15060の13、15060の38、字外母袋17217の1、字甲原16915の1、16915

の2、字長峯16938の1、16938の6、16938の10、字石佛17375の4、字稲尾17530の1、17530の2、17563の1、17563の3、字下原7546、字長野尾6900、6906の1、6906の2、6910、6912から6914まで、6920から6922まで、6924、6927から6929まで、字浦山6932の11、字中沢10882の9、10895の1、10897、10899の1、10899の2、10900、10901の1、10901の2、10903、10908、10912、10913の1から10913の3まで、10915の1、10915の2、10918の1、10918の3、10919の1から10919の3まで、10920の1から10920の3まで、10925の1、10925の2、10927の1、10927の2、10936の1、10936の4、10936の5、10936の8

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備えて置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年9月16日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年9月1日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 117号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市青木島二丁目1番の8地先から長野市稲里町下水鉋字上街渠1140番の1地先まで	旧	m	km
同 上	新	8.0~28.0	0.8400
同 上	新	27.0~34.0	0.8400

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野真田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市稲里町下水鉋字鴨田406番の4地先から長野市小島田町字田中沖1072番の8地先まで	旧	m	km
同 上	新	9.0~67.0	1.4600
同 上	新	27.0~45.0	1.2900

- 3(1) 道路の種類 主要地方道
- (2) 路線名 長野上田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市篠ノ井塩崎字並柳286番の10地先から長野市篠ノ井塩崎字横田222番の11地先まで	旧	m	km
同 上	新	7.0~15.7	0.1450
同 上	新	7.0~16.0	0.1450

道路維持課

選告示第60号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成17年9月1日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

「	「
35,436	35,454
361,967	362,117
12,022	12,004
17,014	17,082
21,013	21,033
12,647	12,662
25,459	25,477
19,030	19,033
10,482	10,433
15,164	15,171
27,128	27,226
9,885	9,883
11,252	11,254
7,024	7,018
15,176	15,129
96,530	96,587
54,626	54,540
別表中	を
	に改める。

32,716	32,717
15,003	15,005
28,160	28,209
14,178	14,207
19,779	19,796
11,992	11,974
16,399	16,420
9,081	9,096
11,403	11,419
8,165	8,147
9,122	9,091
14,795	14,846
17,011	17,037
10,556	10,568
17,797	17,845

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年 9月 1日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
一般事務用パーソナルコンピュータ754台及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成18年1月1日から平成18年3月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企画局情報政策課
電話 026(235)7071
- 4 入札説明会の日時及び場所
(1) 日時 平成17年9月15日 午前10時から
(2) 場所 長野県庁 西庁舎403号会議室
- 5 入札手続等
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年10月13日 午前10時から
イ 場所 長野県庁 西庁舎403号会議室
(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成17年10月12日 午後5時
イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570
長野県企画局情報政策課
(4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
(5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
(6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
(7) 契約書作成の要否
要します。
(8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 6 その他
詳細は、入札説明書によります。
- 7 Summary
(1) Nature and quantity of the products to be leased:
754 personal computers with peripherals
(2) Lease Duration:
From January 1, 2006 until March 31, 2006
(3) Delivery places:
As mentioned in the tender description